

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年6月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：中南米・カリブ地域 NCDs 及び高齢社会対策に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型）】

業務名称：中南米・カリブ地域 NCDs 及び高齢社会対策に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型））

調達管理番号：26a00304

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 6 月 17 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：中南米・カリブ地域 NCDs 及び高齢社会対策に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結しますので本体契約には含めません。これにより入札書にも計上不要になります。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年8月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 6 月 23 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 6 月 24 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 6 月 29 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 7 月 3 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 7 月 21 日 11 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/EmiEy5yKS1>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

- 1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争

参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- １）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- ２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- ３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１ １． 契約書作成及び締結

- （１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （２）速やかに契約書を作成し締結します。
- （３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

１ ２． フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【情報収集・確認調査の項目例】

第1条 調査の背景・経緯

中南米・カリブ地域では、感染症中心であった疾病構造が大きく変化し、非感染性疾患（Non-communicable diseases、以下「NCDs」）が主要な疾病負荷を占めている。また、高齢化率が7%から一般に「高齢社会」と見なされる14%に達するまでの倍加年数は、日本の24年に対し、コスタリカでは19年³と一部の国で急増している一方で、障害者や慢性疾患罹患後にケアが必要になる層への制度・人材・実施体制の整備が遅れており、家族（特に女性）依存のケア構造が就業や社会参加の制約となっている。経済発展が進む一方で、格差や制度の脆弱性が顕在化し、NCDsの継続的管理や複数の疾患を抱える高齢者への対応が課題となっていることから、人口動態や疾病負荷、制度の現状を総合的に把握し、実効的なNCDs及び高齢社会対策を推進すべく、保健医療制度や社会保障制度を整備していく必要がある。

こうした背景のもと、近年中南米・カリブ諸国では、高齢者や障害者を含むケアを必要とする人への支援と介護労働の社会的分担を目的に、関連政策及びサービスを統合的に調整・実施する制度⁴として、「国家ケアシステム」が法制化または構想されている。しかし、本制度の具体的な運用状況やカバレッジ、質、持続可能性に関する体系的な情報は十分に整理されておらず、今後の政策策定や協力形成に資するエビデンスが不足している。本調査では、かかる情報を収集・分析したうえで、高齢化先行国である我が国の介護保険制度や地域包括ケア等に関する実践的知見を共有・参照し、NCDs及び高齢社会対策への協力について各国関係省庁や関係機関と意見交換を実施するとと

³ 国連人口データポータル [Time-Plot | Line Chart | Data Portal](#)

⁴ UN WOMEN (2022), [Towards construction of comprehensive care systems in Latin America and the Caribbean: Elements for their implementation | Economic Commission for Latin America and the Caribbean](#)

もに、中南米・カリブ地域の NCDs 及び高齢社会対策を促進する具体的な支援方策を提案するものである。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、中南米・カリブ地域における人口動態の変化や NCDs 負荷の実態を把握し、保健医療制度及び社会保障制度の現状と課題を分析することにより、NCDs 及び高齢社会に対応する具体的な支援方策や政策的示唆に加え、他援助機関との将来的な連携を検討することを目的とする。

加えて本調査は、限られた期間で不確実な条件下において高官レベルとの協議を行い、該当国の NCDs 及び高齢社会対策分野（一部障害とジェンダーも含む）を横断的に調査するものであり、高い企画力と調整力が求められる。また、本調査を通して、今後中南米・カリブ地域の当該分野における戦略的優先順位付けを行うものであり、将来の具体的な協力案件形成の判断に資する高度な分析を要する。

(2) 調査対象地域

下記のとおり、計8か国を本調査に含める。うち、現地調査対象国（下記3か国）においては、現地調査を行い(合計43日)、より詳細な情報収集・分析を行う。また、文献調査対象国（下記3か国）及び本邦招へい対象国（下記5か国）については、高齢社会対策をスコープとして、各国現状及びニーズを調査する。

区分	対象国
現地調査対象国	エルサルバドル、ドミニカ共和国、ホンジュラス
文献調査対象国	ウルグアイ、チリ、コスタリカ
本邦招へい対象国	ブラジル、コスタリカ、メキシコ、ドミニカ共和国、エルサルバドル

第3条 調査実施の留意事項

(1) 本邦招へいの詳細

本調査において実施する本邦招へい⁵については、高齢社会対策を主たるテーマとする。日本における関連分野の現場視察及び先進的な知見・経験の共有を通じて、参

⁵ 本邦招へいについてはJICAより地域部・事務所が関与し、招へい期間中には招へい対象者と地域部との個別協議も含む。なお、各国関連省庁への連絡及び人選については、JICA本部及びJICA各国事務所にて行う。なお、今年度中に「中南米を対象としたサーキュラー協力(南南／三角／共創型協力)に関する基礎調査」を実施予定であり、対象とするセクターに「高齢化対策」が含まれ、本件と相互補完の関係にある。そのため、両調査で入手した情報の共有や、招へい中の関係機関との面談への同席等を想定している。これらは調査担当部署間で調整の上実施予定である。

加者が自国における政策及び制度設計の検討・立案に資する示唆を得ることを目的として実施する。

想定する招へいの概要は以下のとおり。

目的	高齢社会対策分野の関係者（日本の関係者及び各国・国際機関関係者等）と意見交換を行うと共に、関係機関等の視察を行い、日本他の取組について理解を深める。
実施回数	1回（2026年11月頃－12月頃を想定）
対象者・対象人数	高齢社会対策に関連する省庁関係者 計13名 （ブラジル、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドルより各2～3名ずつ、メキシコより3名）
招へい日数	10日間（移動日を含む）

第4条 調査の内容

（1）NCDs 対策

① 人口動態・疾病構造および NCDs 負荷の分析

- ・ 人口動態（高齢化の進展、人口構造の変化）の現状および将来見通し
- ・ 疾病構造の変化（障害者登録データや機能制限の情報も含む）
- ・ NCDs 主要疾患の負荷（心血管疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患等）
- ・ 死亡率・罹患率・DALYs（障害調整生命年）
- ・ リスク要因の状況、生活習慣（喫煙、飲酒、食生活、運動不足等）
- ・ 肥満、高血圧等のリスク因子の状況

② NCDs 対策に関する政策・制度と実施状況

- ・ 国家開発計画・保健政策における NCDs 対策の位置づけ
- ・ 国家 NCDs 戦略・行動計画の内容
- ・ 実施体制（中央・地方、関係機関の役割分担）
- ・ 政策の実施状況および課題

③ NCDs に係る保健財政・医療保障

- ・ NCDs 関連医療費の規模（総医療費に占める割合）、疾患別費用（CVD、がん、糖尿病など）、家計負担（Out-of-pocket 支出）割合
- ・ 医療保障制度の全体像（税方式／社会保険／混合）、財源内訳（一般財源、保険料、ドナー資金等）、カバレッジ（人口カバー率、制度間格差）
- ・ NCDs 関連サービスの給付内容と財源別整理（医薬品・診断・治療・長期管理等）
- ・ 自己負担の対象（診療、薬、検査、入院等）
- ・ 予算と支出状況（中央・地方）

④ NCDs に対するサービスの提供体制と実施内容の分析

- ・ 予防・診断・治療・長期管理を含む包括的サービス提供体制
- ・ 一次・二次・三次医療レベルの役割と連携（リファラル体制）

- 都市・農村間格差およびアクセスの課題
 - ケアの継続性（継続治療、フォローアップ体制）
- ⑤ 医療資源（検査機器・技術）の整備・利用状況
- NCDs の早期発見・診断・治療に必要な検査機器の配置状況
 - 機器の稼働状況・維持管理（保守・供給体制）
 - 医療施設レベル別の機器整備状況
 - 技術者・運用能力の状況
- ⑥ 医薬品・消耗品供給体制
- 調達・供給体制
 - 必須医薬品リストの有無、在庫状況、主な欠品品目とその原因
 - 在庫管理システムの状況
 - 医薬品調達予算の規模、予算の安定性、自己負担の実態
- ⑦ 予防から長期管理までの対応状況（ライフコースアプローチ）
- 一次予防（健康増進・リスク低減政策）
 - 二次予防（スクリーニング・早期発見）
 - 三次予防（重症化予防、リハビリテーション）
 - 慢性疾患の長期管理体制（服薬管理、生活習慣改善支援等）
- ⑧ 保健情報システムとデータ活用
- NCDs に関する情報収集・管理体制
 - データの質・網羅性・更新頻度
 - 政策立案・モニタリングへの活用状況
 - デジタルヘルスの活用（電子カルテ、遠隔医療等）
- ⑨ NCDs に関連する開発パートナーおよび日本企業の動向
- 国際機関、日本を含む二国間援助機関の戦略・支援分野
 - 中南米・カリブ地域特有の協力枠組み
 - 民間企業による関連製品・サービスの提供状況および公民連携の可能性
 - 日本企業による中南米・カリブ地域での取組動向および参入状況
 - 以上を踏まえた今後の日本を含む開発パートナーの支援メニューおよび日本企業の参入可能性検討
- ⑩ 上記①～⑨を踏まえた JICA による今後の協力の方向性にかかる提言

（２）高齢社会対策

① 高齢化のステージと速度

- 高齢化率（65 歳以上人口割合）、高齢化率の過去から現在までの推移
- 倍加年数、生産年齢人口（15～64 歳人口）の規模と変化
- 潜在扶養指数（高齢者 1 人を支える現役世代の人数）
- 平均寿命、健康寿命、および平均寿命と健康寿命の差

② 年金制度

- 公的年金制度の有無、制度タイプ（社会保険方式／税方式／混合）、財政方式（賦課／積立）、給付基準（確定給付／確定拠出）
- 加入対象とカバレッジ、加入率・受給率
- 年金支給開始年齢、給付額（平均・最低保障）、所得代替率
- 保険料率、拠出開始年齢・期間
- 年金財政の健全性、制度改革の動向
- 高齢者向け非年金所得保障（低所得者世帯対象の現金給付の有無）、給付対象、受給者に占める高齢者の割合、高齢者の受給率

③ 高齢化に伴う介護ニーズおよび課題の整理

- 介護制度および介護・福祉サービスの整備状況
- 介護人材の状況
- 育成制度の有無
 - 人材数・質（教育・資格制度、待遇、キャリアパス）
- 高齢者向け介護・福祉サービスの内容
 - カバレッジおよびアクセス状況
- 要介護・要支援に相当する評価制度
 - 心身機能・生活能力に基づくニーズ評価方法
 - 評価に応じたサービス提供の仕組み
- 生活支援サービスの有無および利用しやすさ、地域ボランティアの組織化の有無およびその取り組み
- 高齢者の社会参加（ボランティア・地域活動参加率）、高齢者の就業率・独居率

④ 高齢化に伴う保健医療ニーズおよび課題の整理

- 一次・二次・三次医療施設間の連携
- 医療保障制度の仕組みおよびカバレッジ
- 高齢者の健康長寿を支える政策・取組
- 地域レベルでの健康維持・自立支援の取組
- 予防・治療・ケアサービスのアクセス状況
- 認知症患者および家族への支援状況

⑤ 保健医療・社会保障制度および国家ケアシステムの現状と課題

（障害主流化・ジェンダー視点を含む）

- ・ 保健医療・医療保障・社会保障制度の全体像
- ・ 国家ケアシステムの制度的枠組み、所管省庁、省庁間の連携
- ・ 財政的課題
- ・ 脆弱層（障害者・女性等）への配慮状況

⑥ 長期ケアサービス提供体制の現状

- ・ 介護サービス利用に関する支援制度（障害者含む）
- ・ 介護休暇制度の整備状況
- ・ 家族介護者への支援
- ・ 支援サービスの内容およびアクセス
- ・ 家族にとってのサービス利用のしやすさ

⑦ 高齢社会対策における開発パートナー及び日本企業の支援動向⁶

- ・ 国際機関、日本を含む二国間援助機関の戦略・支援分野
- ・ 中南米・カリブ地域特有の協力枠組み
- ・ 民間企業による関連製品・サービスの提供状況および公民連携の可能性
- ・ 日本企業による中南米・カリブ地域での取組動向および参入状況
- ・ 以上を踏まえた今後の日本を含む開発パートナーの支援メニューおよび日本企業の参入可能性検討

⑧ 当該分野の各国関係機関・専門家の本邦招へいの実施及び意見交換を通じた知見共有（第3条（1）招へいの詳細を参照）

⑨ 上記①～⑧を踏まえた JICA による今後の協力の方向性にかかる提言

※上記調査項目は、調査対象国ごとに異なり、下記の通りです。

現地調査対象国のホンジュラスは上記（1）、ドミニカ共和国は上記（1）及び（2）、エルサルバドルは上記（1）及び（2）について調査する。

文献調査対象国のウルグアイ、チリ、コスタリカについては上記（2）について調査する。

調査方法	調査対象国	（1）NCDs 対策	（2）高齢社会対策
現地調査	ホンジュラス ⁷	○	—

⁶ 主に、国際機関及び日本を含む二国間援助機関の戦略・支援分野、中南米・カリブ地域特有の協力枠組み、民間企業による関連製品・サービスの提供状況および公民連携の可能性、日本企業による中南米・カリブ地域での取組動向および参入状況について。

⁷ ホンジュラスについてはNCDs対策をメインに、NCDsの早期発見・診断・治療にかかる機材の設置・使用状況についても調査内容に含む。機材に関しては高血圧・糖尿病の検査カバレッジが課題となっていることから、検査機材にかかる協力を検討する上で情報収集をする。

文献調査 ⁹	ドミニカ共和国	○	○
	エルサルバドル ⁸	○	○
	ウルグアイ	—	○
	チリ	—	○
	コスタリカ	—	○

第5条 報告書等

(1) 成果品・報告書等 調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとする。提出期限は契約履行期間の末日とする。

① 業務計画書

- ・記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- ・提出期限：契約締結後 10 営業日以内
- ・提出方式：電子データ（PDF 形式、和文）

② インセプション・レポート

- ・記載事項：国内作業による調査結果、現地調査の基本方針、方法、作業工程、要員 計画、便宜供与依頼内容等
- ・提出期限：現地調査開始 1 週間前
- ・提出方式：電子データ（PDF 形式、英文。）

③ 最終報告書

- ・記載事項：調査結果
- ・提出期限： 履行期限末日まで
- ・提出方式：和文版、英文版全てのデータを まとめた CD-R（3 枚）及び電子データ（PDF 形式、Word 形式。和文及び英文。）

⁸ ドミニカ共和国・エルサルバドルについては、NCDs対策と高齢社会対策双方について調査に含め、IDBの動向を踏まえ調査する。

⁹ ウルグアイ・チリ・コスタリカについては、高齢社会先進国として国家ケアシステムの導入状況や先行事例をまとめることで、現地調査国であるドミニカ共和国・エルサルバドルの高齢社会対策の調査にも寄与することを想定。また、IDBの動向を調査し、JICAの協力方針への提言につなげることを想定。

(2) 最終報告書の記載項目案は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、第4条の調査内容の項目も反映し JICA とコンサルタントで協議、確認する。

第1章 調査・招へいの概要

第2章 対象地域の概況

第3章 健康状態と疾病構造の動向

第4章 NCDs の現状と課題

第5章 高齢社会の現状と課題

第6章 各国の NCDs 及び高齢社会対策事例分析（他支援機関の動向含む）

第7章 JICA の協力の方向性

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

別紙

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	現地調査及び文献調査に係る調査方法・対象機関	第4条 調査の内容 (1)～(2)の内容に合致するもの
2	本邦招へいに係る日本における訪問先	第3条 調査実施の留意事項 (1) 招へいの詳細

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.85 人月

(現地渡航回数：延べ8回)

本邦招へいに関する業務人月2.80を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、事前業務も含まれます。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：中南米・カリブ地域

2) 語学能力：スペイン語及び英語(配点の割合は、スペイン語：60%、英語40%)

- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

➤ なし

２）公開資料

➤ なし

（５）便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（スペイン語）	無（C/P との間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はスペイン語です。）
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エルサルバドル・ホンジュラス・ドミニカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時

連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

＊評価対象とする類似業務：NCDs 対策、高齢社会対策

※様式4－2（その2）で記載される3件に両分野の類似業務が含まれている場合には、一方の分野の類似業務のみ記載されている場合より高く評価します。

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4－3の「要員計画」は不要です。なお、様式4－4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I.

1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとして下さい。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について（該当する□にチェック）

■本案件は定額計上があります（9,910,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦招へいにかかる経費	第2章第3条	9,910,000 円	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号 0.70人月、4号 0.35人月、5号 0.35人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費 1,081,000 円）	報酬 国内業務費

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、

加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2